様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和3年12月23日

□中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◉知事　　○市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	106-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bango-joreijimu.html

執行機関名　福岡県知事

高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福岡県私立高等学校専攻科修学支援金(規則で定める支援金をいう。以下同じ。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1　第3の項 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金(規則で定める支援金をいう。以下同じ。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94条)第3条	福岡県私立高等学校専攻科修学支援金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	知事は、私立高等学校の専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校専攻科の生徒に対して、福岡県私立高等学校専攻科修学支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		福岡県私立高等学校専攻科修学支援金交付要綱 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金交付取扱要領